

居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施について

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられるようになりました。

介護予防支援事業者の指定をする場合は、介護保険法第百十五条の二十二第4項の規定により、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないため、本市では、川口市介護保険運営協議会（以下、「運営協議会」）の議題として、介護予防支援事業者を指定する旨を諮った上で、指定を行います。

介護予防支援の指定の希望がある場合、事前に介護保険課 事業者係あてに連絡をした上で、運営協議会開催月の前月の15日までに申出フォームから申し出てください。さらに、運営協議会が開催される月の末日までに、指定申請書を含む必要書類を揃えた上で、電子申請・届出システムで提出してください。

改正の概要

- ・居宅介護支援事業所が市町村から介護予防支援の指定を受け、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら要支援者へのサービス提供を行う。（令和6年4月1日施行）
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けた居宅介護支援事業所は、自治体が表示方針に従い、業務を実施することとする。（令和6年4月1日施行）

【参考】

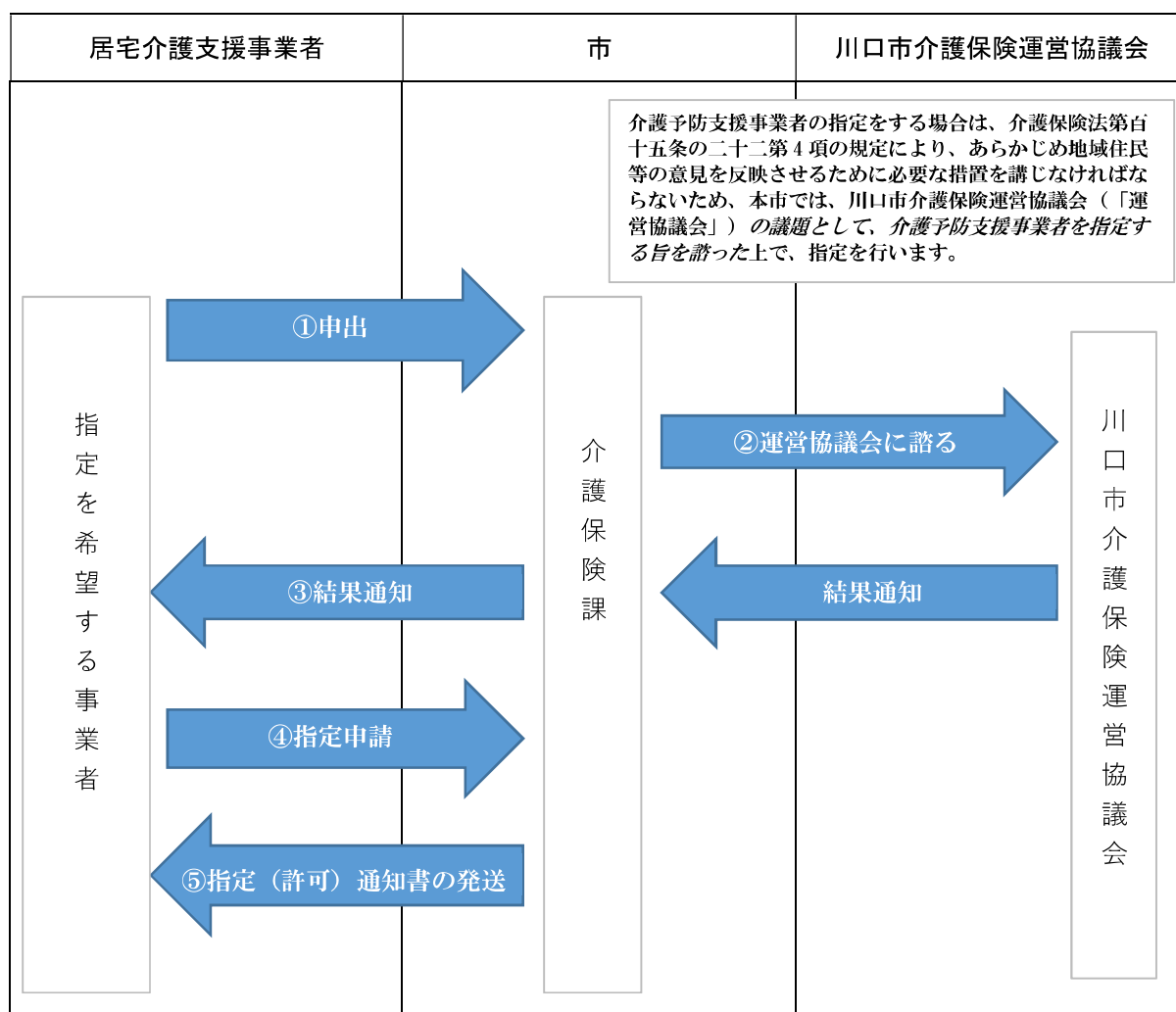
令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

介護予防支援事業者の指定に係る申請・届出について（川口市）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushasitei/44531.html>

指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受ける流れについて



指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合、以下の手続きを行う。

【担当：介護保険課事業者係】

- ① 介護予防支援の指定の希望がある場合、随時、申出フォーム（LoGo フォーム）から申し出る。
- ② 申出の内容をもとに運営協議会の議題として、介護予防支援事業者を指定する旨を諮る。
※運営協議会は不定期の開催。
※運営協議会の開催予定が立ち次第、申し出のあった事業所あてに連絡する。
- ③ 運営協議会で諮った結果を、申出者あてにお知らせする。
※諮った結果、承認を得られない場合があります。
- ④ 承認の場合は、運営協議会の開催月の末日までに、必要書類をすべて揃えた上で、指定申請をする。なお、申請は原則電子申請・届出システムにて受け付ける。

【提出書類】

- ・ 指定（許可）申請書
- ・ 指定に係る記載事項
- ・ 登記事項証明書又は条例等
- ・ 運営規程
- ・ 誓約書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等
- ・ 業務管理体制に係る届出★

★は該当する事業所のみ

詳細は、川口市ホームページをご確認ください。

- ⑤ 書類の審査の結果、不備等なければ指定（許可）通知書を発送する。指定日は運営協議会の開催月の翌々月1日。